

倫理規程

デイサービスセンター・アンサンブル

デイサービスセンター・アンサンブル倫理規定

(目的)

デイサービスセンター・アンサンブルに勤務する職員は福祉・保険・医療の担い手として専門職としての誇りをもち社会的使命と職務の責任を常に考え、豊かな人間性を磨くことを心がけるため、ここに倫理規定を設ける。

倫理綱領

デイサービスセンター・アンサンブルの基本的理念である「共に生きる」を遂行するために、利用者個人の尊厳の保持、自立支援、生活と権利の保障ならびに良質で適切な介護サービスの提供について、認識を深め確固たる倫理観の基に専門的で公平・公正な介護サービスを実践するため自己管理の徹底と決意を表明するために「倫理綱領」を定める。

1. 生命の尊厳

職員は利用者の生命・身体の安全および自由に対する権利について最大限尊重する。

2. 人権の擁護

職員は、いかなる理由によって差別をせず、いかなる場合であっても暴力・暴言等の虐待ならびに身体拘束は許されない行為であると自覚し、介護サービス利用者の人権をあらゆる知識と技術を駆使して擁護します。

3. 自主性の尊重

職員は、利用者本意の介護サービスの提供に努め、利用者の意見・主張に耳を傾けるのは無論のこと、積極的に情報を提供し、利用者が自らが選択できるよう配慮のうえ、自己決定したことを尊重し、行動が実現できるよう積極的な援助に努めます。

4. 個人の尊重

職員は、人生・生活観の異なる利用者一人の個人としての個性・主体性・可能性を尊び、安心と誇りを持って心豊かで潤いのある生活を共に作り上げるように努めます。

5. プライバシーの保護と個人情報の厳守

職員は、利用者のプライバシーの保護および個人情報の管理を徹底し、利用者との信頼関係の保持に努めます。

6. 地域社会との交流・協力

職員は、利用者が地域社会の一員として生活していくために、理解・協力を得られるように地域社会に働きかけ、社会資源を効果的に利用して、関係機関等との連携のもとに社会参加・地域社会との交流の促進を図ります。

7. 介護サービスの点検と評価

職員は、介護サービスに関する不服・苦情を受付、問題解決を図るため、外部委員会の趣旨等を尊重して介護サービスの向上の適正化に努めます。

8. 専門的な支援の確立

職員は、高齢者介護事業の役割と使命を自覚し、専門的知識、技能の向上を目指して日々、自己研鑽に努め、利用者が生きがいのある、健全で充実した人生が送れるように継続的に支援を行い、広く社会から信頼を受けられるように努めます。

9. コンプライアンスの遵守

職員は、デイサービスセンター・アンサンブルが定める諸規定・規則の遵守は勿論のこと、事業遂行に必要な関係法律を学び、理解して、公益的な役割を担う介護事業所および福祉従事者として自覚のもとに法令遵守に努めます。

行動指針

1. 差別の禁止

- ① 利用者子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ② 障がいの程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。
- ③ 利用者の前で障がいの呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- ④ 障がいのために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- ⑤ 利用者に対して、偏見や先入観をもって接することはしません。
- ⑥ 利用者の言葉・動作・方言等を真似たり、利用者の行為を嘲笑することなど興味本位で接することはしません。

2. 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 施設内において利用者の移動・行動等について、本人の選択を尊重します。
- ② 介護サービスの内容等、利用者・家族等の意見・要望を聞く機会を設け、施設運営に反映できるように努めます。
- ③ 利用者の個人の好み・嗜好を尊重します。
- ④ 施設内での利用者の行動・活動については、生活歴などを勘案して尊重するように努めます。
- ⑤ 利用者の意思決定できる機会を増やして、自己実現に向けて支援・介護を行います。

3. 個人情報の保護

- ① 職務上知りえた利用者の情報は他に漏らしません。

- ② 利用者・家族の承諾なしに、写真・氏名を掲示、展示・公開はしません。
- ③ 利用者・家族の了解なしに主治医から情報を得ることはしません。
- ④ 他の機関への情報提供がたとえ利用者の利益のためであっても、利用者・家族の了解なしには行いません。
- ⑤ 利用者のプライバシーに関する事は他の利用者の前ではしません。

4. 人権の尊重と対等な立場で介護・支援・援助

- ① 利用者と職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合います。
- ② 利用者に対して不快とさせるセクシャルハラスメントに該当する行為・該当する恐れのある行為はしません。
- ③ 利用者に交換条件は持ち出しません。
- ④ 利用者が理解しやすい言葉・表現を用います。
- ⑤ 利用者が嫌がることは強要しません。

5. 虐待の禁止

- ① 殴る・蹴る・つねる等の行為、その他、故意に怪我をさせるような行為はしません。
- ② 身体拘束・長時間の正座、直立等の身体的な苦痛を与えることはしません。
- ③ 軽蔑・軽視・無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- ④ 食事を抜くなど、人間の基本的な欲求にかかわる虐待を与えることはしません。
- ⑤ いかなる場合でも体罰は容認しません。
- ⑥ 自傷行為・他者に危害をあたえる場合に危険回避のため行動の制限については、利用者・家族への明確な説明を行います。
- ⑦ 職員は利用者に威圧的な態度はとりません。

6. 社会参加と介護教育の促進

- ① 利用者が他の地域資源のイベントなどに参加する地域社会とのつながりをもてるよう支援します。
- ② 施設は地域のボランティアを積極的に受け入れます。
- ③ 施設は地域の中学生の職業体験の受入れを積極的に受け入れます。
- ④ 施設は滋賀県教職員免許の特例に基づき「介護等体験事業」の体験希望者を積極的に受け入れます。
- ⑤ 施設は福祉従事者に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

7. 専門性の向上と倫理の確立

- ① 利用者に対する支援・介護は職員の統一した考えのもとに行います。
- ② 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けた研修に参加し自己

啓発に努めます。

- ③ 職員は、利用者支援、介護、援助にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

8, 本規定の位置付け

- ① 本職員倫理規定及び行動指針は、デイサービスセンター・アンサンブルが定めた規定であり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものである。

令和4年4月1日

デイサービスセンター・アンサンブル
所 長 岡田 京子